

# 国立大学法人岩手大学監事監査規則

平成16年4月1日 制定  
令和5年3月24日 最終改正

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第11条第6項及び国立大学法人岩手大学監事に関する規則第2条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）の監事の監査について定め、本学の業務の適法かつ合理的な運営を確保することを目的とする。

## (監査の範囲)

第2条 監事は、本学の業務全般について監査を行う。

## (監査の対象)

第3条 監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- 一 関係諸法令及び本学業務方法書その他の諸規則等に基づく実施状況
- 二 中期計画の実施状況
- 三 組織及び制度全般の運営状況
- 四 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- 五 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- 六 その他監査の目的を達成するために必要な事項

## (監査の区分)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

## (監査の方法)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

## (監査の計画)

第6条 監事は、毎事業年度に監査計画を作成し、国立大学法人岩手大学長（以下「学長」という。）に提出するものとする。

2 監事は、監査に当たっては、事前に監査実施計画書を作成し、学長に提出するものとする。

## (監査結果の報告)

第7条 監事は、監査の結果に基づき、文部科学省令で定めるところにより監査報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

2 監事は、監査の結果、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

## (措置状況等)

第8条 監事は、監査報告書に関して必要に応じ、その措置状況等について、文書又は口頭による報告を求めることができる。

2 学長は、第7条第2項の規定により意見を付された場合には、その措置及び結果について、監事に文書で通知するものとする。

## (監査業務の補助)

第9条 監事は、その業務を執行するため、必要と認めるときは、学長の承認を得て職員に監査業務の補助を行わせることができる。

2 前項の規定により、監査業務の補助を行う職員は、職務上知り得た事項を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

(監事の権限)

第10条 監事は、いつでも、役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査することができる。

(監査への協力)

第11条 監査を受ける関係者は、監事の求めに応じ、監査に立ち会い、必要な資料を提示し、説明を行い、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

(重要な会議への出席)

第12条 監事は、本学の業務運営に関する重要な会議に出席して意見を述べることができる。

(監事への回付文書等)

第13条 次に掲げる文書等は、監事に回付するものとする。

- 一 国立大学法人評価委員会及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に提出する書類
- 二 会計検査院に提出する重要な書類
- 三 その他本学の業務に関する重要な文書等

(提出書類の調査)

第14条 監事は、学長が次に掲げる書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

- 一 国立大学法人法又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書
- 二 その他文部科学省令で定める書類

(学長等への報告義務)

第15条 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は国立大学法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあっては、学長及び国立大学法人岩手大学学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(事故又は異例事態の報告)

第16条 役員は、本学の業務上の重大な事故又は異例の事項が発生したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

2 役員は、本学に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(会計監査人及び監査室との連携)

第17条 監事は、会計監査人及び監査室と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

(規則の改廃)

第18条 この規則の改廃は、監事の意見を聴いて行うものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、学長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年6月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。